

## 第4章 分野別施策の方向

---

個別の施策については、次の5つの分野に分けて、体系的に推進していきます。

### 1 権利擁護の推進

- (1) 障がいに対する理解の促進
- (2) 権利擁護、虐待防止の推進

### 2 地域生活の支援

- (1) 地域生活移行の支援
- (2) 生活の安定に向けた取組
- (3) 相談支援体制の充実
- (4) 福祉人材の養成・確保
- (5) 地域生活支援拠点等の整備・充実

### 3 安全で暮らしやすい地域づくり

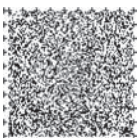
- (1) 安全な暮らしの確保
- (2) 誰もが暮らしやすいまちづくり

### 4 社会参加の促進

- (1) 就労支援の充実
- (2) 移動、情報コミュニケーション支援の充実
- (3) スポーツ、芸術文化、レクリエーション活動の振興

### 5 ライフステージに応じた切れ目のないサービス 基盤の充実

- (1) 障がい者に対する適切な保健・医療サービスの充実
- (2) 多様な障がいに対する支援
- (3) 教育・療育体制の充実

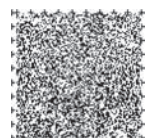
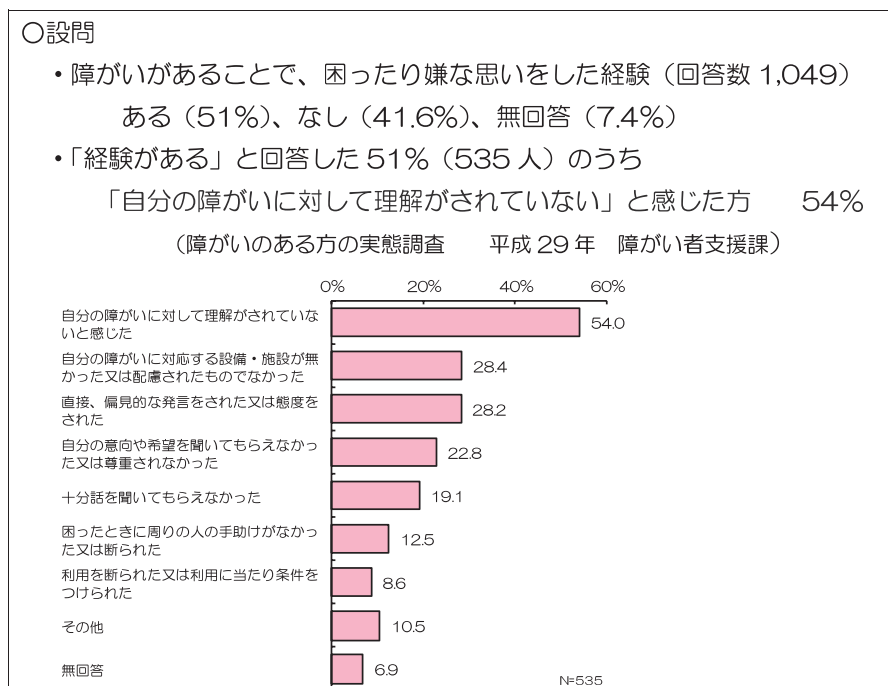


# 1 権利擁護の推進

## (1) 障がいに対する理解の促進

### 現状と課題

- 我が国では、平成 26 年 1 月、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定めた、「障害者の権利に関する条約」（以下、「障害者権利条約」）を批准しました。
- 従来の障がいのとらえ方は、「心身の機能の障がいのみに起因する」とする、いわゆる「医学モデル」の考え方を反映したものでしたが、この障害者権利条約では、「障がい者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障がいのみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとする」という「社会モデル」の考え方が貫かれています。
- 「命の重さは障がいの有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を社会全体で共有し、障がいの有無にかかわらず、誰もがお互いに人格と個性を尊重し、共に支え合う「共生社会」を実現するためには、社会モデルの考え方を前提として、様々な心身の障がいを正しく理解し、必要かつ合理的な配慮を考え、社会の仕組みを変えていくことが大切です。



## 施策の展開・方向性

### ○ 啓発・広報の実践

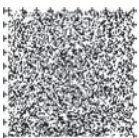
- ・ 障害者権利条約の理解・推進が図られるよう周知・啓発に努めます。
- ・ 障害者雇用支援月間や精神保健福祉普及運動などにおいて、障がいのある人等に対する理解を図るための啓発活動を行います。  
特に、「人権について考える強調月間」（7月）や「障害者週間」及び「人権週間」（12月）においては、障がい者の「完全参加と平等」の実現に向けた啓発・広報活動を重点的に実施します。
- ・ 障がいのある人へのちょっとした配慮、手助けを実践する「信州あいサポート運動」にあわせて、障がいのある人などが必要な配慮を求める「ヘルプマーク」の普及に取り組むことにより、より効果的な啓発と運動の一層の推進を図ります。
- ・ 障がいのある人への配慮や支援が適切に行われるよう、ヘルプマークやほじょ犬マーク等の障がいや障がいのある人に配慮したマークの普及啓発を図ります。
- ・ 県人権啓発センターにおいて、企画展、人権啓発パネル巡回展や、DVDの貸出等による啓発活動を実施します。

### ○ 障がいに対する理解を深める研修会の実践

- ・ 県民誰もが、多様な障がいの特性を理解し、障がいのある人に対してちょっとした手助けや配慮を実践する「あいサポーター」となるための研修や、手話やろう者に対する理解を促進するための講座を実施します。
- ・ 精神障がい当事者が講師となり自らの体験を語る、高校生を対象にした「心のバリアフリー事業」や地域の精神保健福祉活動の中心となる方々を対象にした「地域ケア事業」等により、精神障がいのある人への理解の促進を図ります。
- ・ 発達障がいのある人が、周囲から理解され、安心して日常生活を営むことができるよう、県民が発達障がいに関する基礎知識を学ぶ「発達障がい者サポーター養成講座」の開催を引き続き推進します。
- ・ 障がいのある児童生徒への理解、共生社会の実現についての理解を深めるため、児童生徒、幼保小中高の職員、PTA、地域公民館活動等を対象に各種研修による理解啓発を推進します。

### ○ 障がいのある人とない人との交流機会の拡大

- ・ スポーツの実施や応援、文化芸術の鑑賞、フォーラムの開催など、様々な機会を通じて、障がいのある人とない人との交流機会の拡大を図り、障がいに対する理解の促進を図ります。
- ・ 小・中学校及び高等学校における福祉関係施設への訪問等を通して、交流機会の拡大を図ります。



## 達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 2016 年度	目標 2023 年度
信州あいサポート運動推進事業	あいサポーター研修受講者数	人	45,088	127,000

## (2) 権利擁護、虐待防止の推進

### ① 障がい者差別の解消、権利擁護の推進

#### 現状・課題

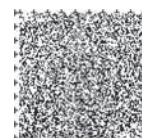
- 障害者権利条約が国連総会で採択された翌年、平成 19 年 9 月に我が国では障害者権利条約に署名しました。一方、条約の批准に先立ち国に法の整備を進めるべきとの関係者の意見を踏まえ、障害者基本法の改正（平成 23 年）、障害者自立支援法の改正（平成 24 年）、障害者差別解消法の制定、障害者雇用促進法（平成 25 年）など様々な国内法の整備が進められてきました。
- 障害者基本法の差別の禁止の基本原則を具体化し、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がい者差別解消の推進を目的として「障害者差別の解消の推進に関する法律」が平成 28 年 4 月に施行されました。  
県では、法の施行にあわせて、障がいのある人や事業者等から相談に応じる窓口を設置し対応するとともに、法の周知啓発に取り組んでいます。
- 障がい者の尊厳を守り自立と社会参加を推進するため、虐待を禁止し、虐待を発見した人に通報義務を定めるとともに、行政機関や関係者に虐待の予防や早期発見等の取組を求める「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成 24 年 10 月に施行されました。  
県では、法の施行にあわせて「長野県障がい者権利擁護（虐待防止）センター」を開設、「障がい者虐待防止推進員」を配置し、関係機関、民間団体等と連携し、市町村とともに虐待の防止や早期発見、虐待発生後の適切な支援に取り組んでいます。

#### 障がい者虐待の状況（注）

年 度	県・市町村が受理した相談・通報等件数（うち虐待が認められた件数）	全国の相談・通報等の件数（うち虐待が認められた件数）
平成 26 年度	112 件（52 件）	6,868 件（2,341 件）
平成 27 年度	114 件（36 件）	7,458 件（2,523 件）
平成 28 年度	159 件（41 件）	7,466 件（2,520 件）

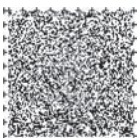
注：当該件数は、養護者による虐待、障害者福祉施設従事者による虐待、使用者による虐待を計上。

（障がい者支援課調べ）



## 施策の展開・方向性

- 障がいを理由とする差別解消の推進
  - ・ 障がいのある人からの相談に対応する「障がい者差別解消推進員」を配置するとともに、「合理的配慮」などの周知を図り、県民や民間事業者の理解を得ながら、障がい者差別の解消の取組を推進します。
  - ・ 障害者差別解消支援地域協議会（長野県障害者虐待防止・差別解消連携会議や圏域及び市町村が設置する協議会）を活用し、関係機関・団体との連携のもと、虐待防止・差別解消の推進に取り組みます。
  - ・ 障がいを理由とした差別の解消の推進に向けて、実行性のある研修等の取組や紛争解決の方法等についても検討・研究していきます。
  
- 障がい者虐待防止対策の推進
  - ・ 県内全ての市町村において設置されている、障がい者虐待に係る通報等の窓口となる「市町村障がい者虐待防止センター」と連携を図りながら虐待防止や早期発見、早期対応に努めます。
  - ・ 市町村に対する助言や、障害者福祉施設従事者等に対する研修会及び出前講座を実施し、障がい者虐待の防止等に努めます。
  - ・ 虐待防止及び発生時に対応するためのスキルアップを目指して、国が実施する研修会へ職員を派遣するとともに、研修修了者が講師となって市町村等の職員や障害者福祉施設従事者等に対する伝達研修を実施します。
  
- 福祉施設利用者の権利擁護の推進
  - ・ 各施設が設けている苦情解決の仕組みについて、施設利用者にとって公平・公正で透明性が確保されたものであり、解決に向け迅速な対応が行われるとともに、施設内での情報の共有化が図られるなど、適正に運用されるよう支援します。
  - ・ 全ての施設において、利用者の身体拘束や虐待等を防止する仕組みを確立し、施設利用者の人権が保障されるよう、実地指導<sup>\*</sup>や集団指導<sup>\*</sup>等により事業者に対する指導を実施します。
  - ・ 利用者等の生命・身体の安全に危害を及ぼすおそれがある場合には、監査による勧告や命令により、厳正に対処します。
  
- 権利擁護のための相談・支援体制の充実
  - ・ 福祉サービスに関する苦情解決体制の普及・啓発を進めるとともに、苦情の解決を適切に図るため、福祉サービス運営適正化委員会の機能充実に努めます。
  - ・ 日常生活自立支援事業を実施する長野県社会福祉協議会に対して引き続き必要な支援を行い、事業が適切に実施されるよう努めます。
  - ・ 障がい等により福祉的支援を必要とし、かつ帰住予定地が確保できない刑務所等矯正施設出所予定者の社会復帰を支援し、再犯防止につながる体制づくりを図ります。



-----  
【用語解説】

※実地指導：施設に出向き、障害福祉サービス等の取扱い、自立支援給付等に係る費用の請求内容等について、関係書類の閲覧や関係者との面談方式で行う指導。

※集団指導：障害福祉サービス等の取扱い、自立支援給付等に係る費用の請求内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について、講習方式で行う指導。

## ② 権利行使の推進

### 現状と課題

- 障がいのある人の地域生活移行が進む中で、判断能力が十分でない知的障がいのある人等には、福祉サービスの利用をはじめとする契約手続きの援助等、自立した生活を送るための支援が必要です。

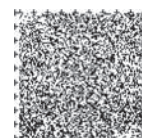
また、経済的虐待による金銭搾取や悪質商法による被害が後を絶たず、成年後見制度による支援の必要性が増しています。

しかし、成年後見制度については、制度が複雑であることなどから理解が不十分であったり、市民後見人の不足等の理由から、制度が十分に利用されていない状況にあります。

- 権利行使の支援（選挙関係）  
重要な基本的人権である選挙権について、その行使に支障がないよう投票所のバリアフリー化等の改善に向けた支援を行っていますが、候補者の政見等を知る機会の確保等、対応策の充実が求められています。

### 施策の展開・方向性

- 成年後見制度の利用促進
  - ・ 判断能力が不十分な障がいのある人が財産管理等の援助を受け、地域で自立した生活が営めるよう、家庭裁判所や関係団体等と連携し、成年後見制度の利用促進を図ります。
  - ・ 市町村が講ずる、成年後見制度利用支援のための体制整備と中核機関等の設置や、成年後見制度市町村計画の策定を支援します。
- 権利行使の支援（選挙関係）  
障がいのある人や高齢者が投票を行うために必要な支援を行います。
  - ・ 障がいのある人や高齢者の投票機会を幅広く確保するため、投票所までの巡回
  - ・ 送迎バスの運行などの移動支援や、投票所における車いす使用者等への介添え、スロープの設置、点字器の備え付けなどの措置を支援します。
  - ・ 聴覚障がいのある人が、候補者等の政見等を知る機会を確保するため、政見放送への字幕の導入や手話通訳を拡大するよう、国へ要望します。



## 達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 2016年	目標 2023年
成年後見制度申立件数 ※数値は暦年	成年後見制度の利用促進を支援し、成年後見制度申立件数の増加を目指す。	件	509	600

### ③ 地域における福祉活動・福祉教育の推進

#### 現状と課題

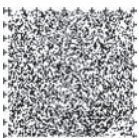
- 障がいのある人が地域において自立した生活をするためには、民生委員など身近で相談できる窓口が必要です。  
一方、公的なサービスだけでは対応できない制度の狭間にある生活課題や災害時における問題等の解決のため、ボランティアや市民活動への期待が高まってきており、多様な形態のボランティア活動への支援が必要となってきました。

#### 施策の展開・方向性

- 民生委員・児童委員による相談支援の推進
  - ・ 民生委員・児童委員活動における必要な知識について研修を行い、資質の向上を図ります。
- ボランティア・NPO活動の推進
  - ・ 県や市町村の社会福祉協議会を中心としたボランティアセンターの活動を支援するとともに、ボランティアの資質向上及びボランティア・市民活動団体のネットワーク化等を図り、障がいのある人を支えるボランティア活動を支援します。
  - ・ 地域福祉の課題解決につながる、NPO・企業・行政等の多様な主体による協働を支援します。
- 福祉教育の推進
  - ・ 次世代のボランティア活動の担い手を育てるため、地域福祉推進の基盤となる福祉教育の普及・啓発を支援します。

#### 達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 2016年度	目標 2023年度
ボランティア活動リーダーの養成	障がいのある人を支えるボランティア活動を支援するボランティアリーダーの養成	人	287	2,300 (2016~2023)



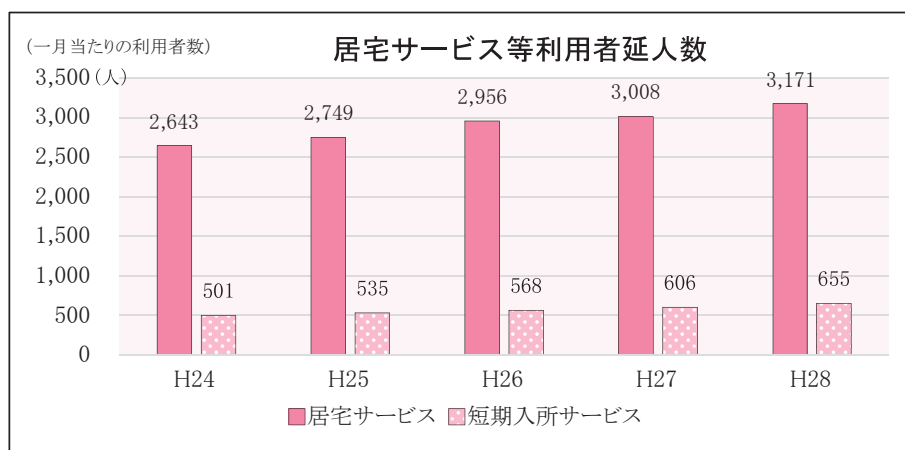
## 2 地域生活の支援

### (1) 地域生活移行の支援

#### ① 居宅サービスの充実

##### 現状と課題

- 医療機関や入所施設からの地域生活への移行が進むにつれ、居宅介護や短期入所など、居宅サービスの利用が増加傾向にあります。
- 今後の居宅サービスが利用者やその家族等のニーズに沿った形で提供されるよう、必要な時に必要なサービスが受けられる体制づくりを進める必要があります。
- 障がいのある人の高齢化が進み、高齢の障がいのある人のための支援として、地域共生社会の理念に沿った取組が求められています。

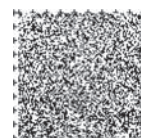


※居宅サービス:居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援

(障がい者支援課調べ)

##### 施策の展開・方向性

- 短期入所事業所の整備促進  
障がいのある人を在宅で支える家族にとって、レスパイトケア等を行う短期入所サービスは重要であり、身近な地域で利用できるよう、事業所の拡充を図ります。
- 市町村が支援する事業への支援  
必要なサービスが提供できるよう国に十分な予算の確保を要望するとともに、市町村がより充実した事業を行えるよう、他自治体の取組状況などの情報提供を行います。





- 高齢の障がいのある人のための支援の充実
 

高齢の障がいのある人に対する支援は、介護保険制度によるサービス提供が基本となりますが、介護保険と障がい福祉両制度に位置付けられる共生型サービスの実施など、高齢の障がいのある人のニーズに応じたサービスが提供できる包括的な支援体制づくりに向けて、市町村等関係機関と連携して取り組みます。

高齢者の総合相談、虐待の早期発見・防止などの権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援などの機能を担う地域包括支援センターの人材育成を支援します。
- 障がい者用福祉機器への支援
  - ・ 県工業技術総合センターにおいて、障がい者用福祉機器の開発を支援します。
  - ・ 県立総合リハビリテーションセンターにおいて、義肢装具の製作、修理及び相談を行い、日常生活動作の向上を支援します。
- タイムケア事業(レスパイトケア)の実施
  - ・ 日中一時支援事業の利用状況及び障害者総合支援法の見直し状況などを踏まえ、現場のニーズを検証した上で、適切に実施します。

#### 達成目標等

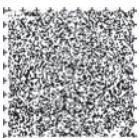
施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状	2016年度	目標	2020年度
地域生活移行	障害者支援施設から地域生活への移行	人		169 <sup>※1</sup>		276 <sup>※2</sup>
短期入所サービス	短期入所サービスを行う事業所	箇所		134		191

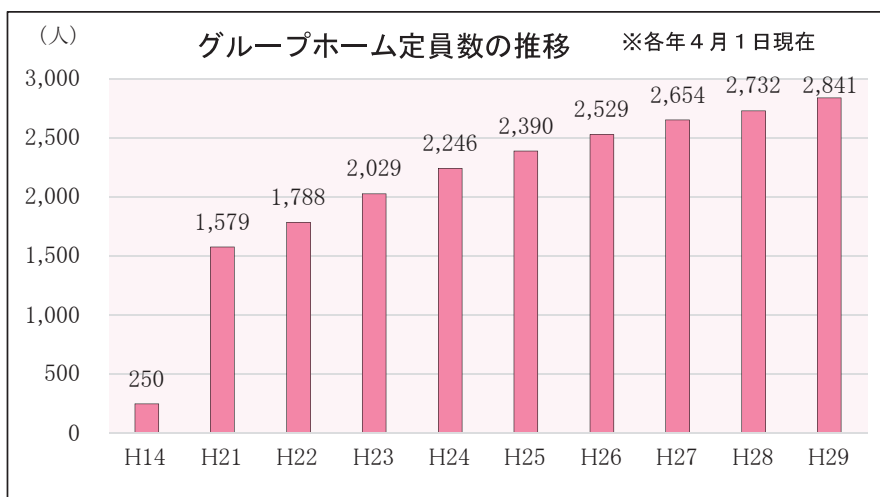
※1:2014~2016年度累計 ※2:2017~2020年度累計

## ② 住まい、日中活動の場の充実

#### 現状と課題

- 地域で自立した生活を送るためには、生活の場となるグループホーム、日中活動の場となる生活介護サービスや就労支援サービスなどの生活基盤の充実が必要です。
- 地域で生活する障がいのある人が、安心して生活できるよう、地域生活支援体制を整備する必要があります。
- 障害福祉サービス事業所は着実に増加していますが、一人ひとりの障がい特性に応じた適切なサービスが提供されるよう、指導監査等により事業者に適正な運営を求めていく必要があります。

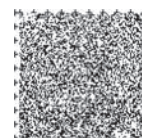




(障がい者支援課調べ)

### 施策の展開・方向性

- サービス提供体制の整備
  - ・ 圏域で不足しているサービスについて、十分なサービス量が確保できるよう事業所の指定を行うとともに、サービス提供基盤の整備について計画的に支援します。
  - ・ 自立生活援助サービスなどにより、地域で自立した生活を送ることができる体制の整備を図ります。
  
- サービスの質の向上
  - ・ 障がい者が希望する生活の実現や、生活の質を向上させるための課題等を的確に把握し、一人ひとりに合った個別支援計画が作成されるよう支援します。
  - ・ 障害福祉サービス等を提供する事業者に対して、施設等の運営管理や利用者へのサービスの提供が適切に行われるよう、集団指導及び実地指導を行います。
  - ・ 各施設が、利用者に対する満足度調査や第三者による評価等を通じ、日常業務の再点検やサービスの質の向上を図ることができるよう支援します。
  - ・ 不正・不当な行為や著しい基準違反の疑いのある施設等に対しては、迅速かつ重点的に監査を実施し、特に悪質な案件については、指定の取消や効力停止等により厳正に対処します。
  - ・ 市町村が行う指導監査が効果的・効率的に実施できるよう、実施方法の助言や合同での実地指導の実施などの支援を行います。
  - ・ 障害福祉サービスの内容等を公表する、情報公表制度により、利用者がサービスを選択する際の参考とするとともに、事業者のサービスの質の向上を図ります。
  
- 県営住宅のグループホームへの活用
  - ・ 地域の実情を踏まえながら、県営住宅のグループホームへの活用を図ります。



## 達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 2016 年度	目標 2020 年度
グループホーム	グループホームの定員数	人	2,841	3,321
自立生活援助サービス	自立生活援助サービスを行う事業所	箇所	—	14

### ③ 精神障がい者の地域移行の支援

#### 現状と課題

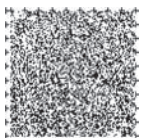
- 県内の精神科病院に入院している精神障がい者数は、減少傾向にありますが、そのうちの約6割にあたる人が、1年を超えて入院しています。
- 精神障がいのある人が地域で生活するために、市町村や精神科病院、関係機関等が連携して、地域生活支援体制を充実させることが必要です。

#### 施策の展開・方向性

- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
  - ・ 精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、障がい保健福祉圏域ごとに設置する保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を強化します。
- 精神障がい者の地域移行・地域定着の支援
  - ・ 障がい保健福祉圏域の精神障がい者地域移行関係職員や保健、医療、福祉、介護などの関係機関と連携し、精神障がいのある人の地域移行・地域定着の支援を推進します。
  - ・ 支援関係者に対する研修を、精神保健福祉センター及び各圏域で開催します。
- 障がい者支え合い活動の支援
  - ・ 地域で暮らす当事者支援員が、地域移行に自信や意欲の持てない精神障がいのある人の相談支援、普及啓発活動を支援します。

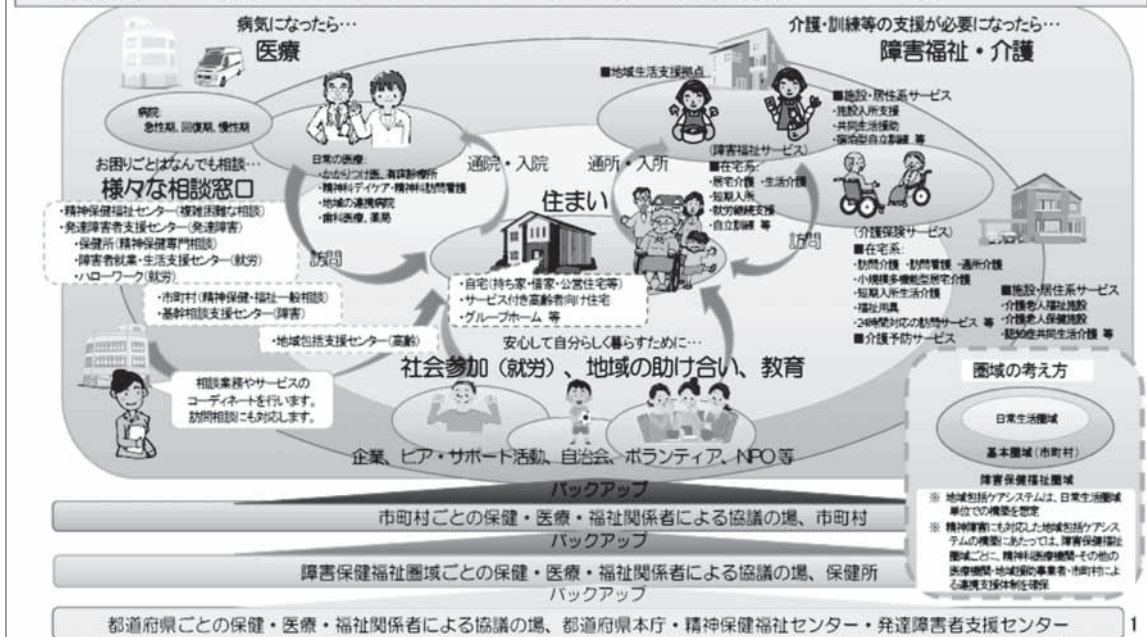
## 達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 2014 年度	目標 2020 年度	
精神障がい者の地域移行支援	精神病床への1年以上入院患者数	65歳以上	人	1,504	1,282
		65歳未満	人	1,119	818
	退院率	入院後3か月時点	%	67	69以上
		入院後6か月時点	%	83	84以上
		入院後1年時点	%	91	91以上



## 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療・障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



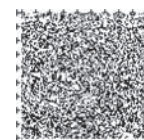
### ④ 障がいのある人にとって利用しやすい施設（県立施設の役割）

#### 現状と課題

- 障がいのある人を支援する県立施設として、信濃学園<sup>\*</sup>、総合リハビリテーションセンター<sup>\*</sup>、西駒郷<sup>\*</sup>、障がい者福祉センター<sup>\*</sup>、聴覚障がい者情報センター<sup>\*</sup>を設置しています。
- 障がいのある人を取り巻く課題や環境の変化に対応して、県立施設に求められるニーズに応えるとともに、障がいのある人にとって利用しやすい県立施設を目指す必要があります。

#### 施策の展開・方向性

- 障がいのある人の視点に沿った整備・運営
  - 信濃学園
    - 県内唯一の知的障がい児の福祉型入所施設としてセーフティネットの機能を果たすとともに、利用者個々の障がい特性に即した専門的支援の充実に努めます。
  - 総合リハビリテーションセンター
    - 平成28年3月に提出された「総合リハビリテーションセンターの今後のあり方に関する報告書」をふまえ、諸課題の解決を図り、県民の医療・福祉・保健に資するための総合的リハビリテーションサービスの提供に努めます。



- 西駒郷  
平成 29 年 3 月に提出された「西駒郷あり方検討会報告書」をふまえ、県内の実情やニーズに則した事業内容や施設整備等を検討するとともに、引き続き利用者の個別支援の向上に努めます。
- 障がい者福祉センター(サンアップル)  
障がいのある人が身近な場所でスポーツ・文化芸術活動に親しめるよう、スポーツ指導員による個々の障がい特性に合った指導や文化芸術イベントの開催をする等、支援の充実に努めます。
- 聴覚障がい者情報センター  
聴覚に障がいのある人であっても、取得できる情報量の差をより少なくするため、聴覚障がい者のニーズに合った情報の提供や伝わりやすい手段の充実に努めます。

-----  
【用語解説】

※信濃学園：障害児入所施設（旧知的障害児施設）（昭和 26 年 波田町（現松本市）に設置）

※総合リハビリテーションセンター：障害者支援施設、病院、補装具製作施設及び身体障害者更生相談所が一体となったリハビリテーションサービス提供施設（昭和 49 年 長野市に設置）

※西駒郷：障害者支援施設（旧知的障害者援護施設）（昭和 43 年 駒ヶ根市に設置）

※障がい者福祉センター：（通称サンアップル。障がい者のスポーツ及び文化芸術活動等を支援する中核施設（平成 10 年 長野市に設置）

※聴覚障がい者情報センター：聴覚障がい者用の録画物の製作及び提供等を行う施設（平成 10 年 長野市に設置）

## （２）生活の安定に向けた取組

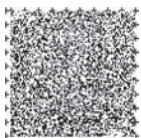
### 経済的支援制度

#### 現状と課題

- 障がいのある人の生活安定のため、特別児童扶養手当などの各種手当制度や、自動車税の減免制度など周知を図り、経済的な自立と社会参加を支援します。

#### 施策の展開・方向性

- 各種手当制度等の周知
  - 特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当等の各種手当及び心身障害者扶養共済制度について、県のホームページ等において、受給要件や手続きなど制度の概要について周知を行います。
- 重度障がい児（者）への医療費の助成
  - 障がい児（者）の経済的負担を軽減し、必要な医療が受けられるよう、医療費の自己負担分への助成を行います。

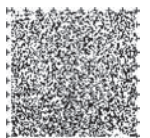


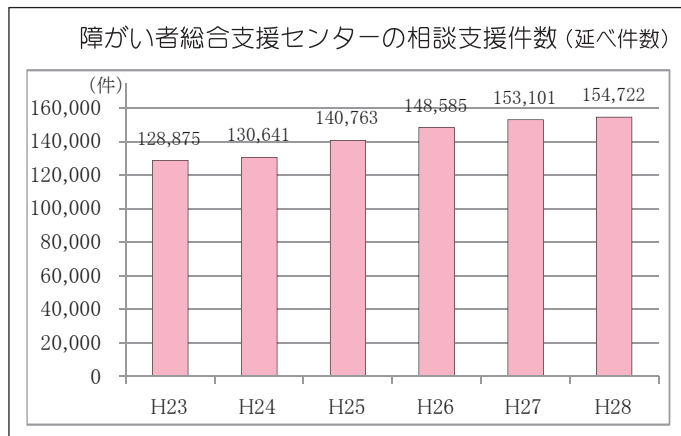
- 通所通園等推進事業の実施
  - ・ 心身障がい児通園施設等への通所通園は、継続的な交通費の支出を伴うものであることから、児童及び付添人の通園に要する交通費を補助することにより、障がい児（者）の家庭の経済的負担を軽減します。
- 自動車税等の減免制度の周知
  - ・ 身体障がい者等が所有する自動車の自動車取得税及び自動車税の減免制度、申請期限等について、県のホームページや納税通知書に案内を同封するなど、幅広く周知を行います。
- 県営住宅入居での支援
  - ・ 県営住宅への入居について、入居収入基準の緩和、優先入居、単身入居の措置等により、安心して暮らせる居住の場の確保を図ります。
  - ・ 収入の状況に応じて家賃の減免を行います。

### （3）相談支援体制の充実

#### 現状と課題

- 障がいのある人が地域で安心して暮らすため、身体・知的・精神の障がいのほか、発達障がいなどにも対応する「障がい者総合支援センター」を各圏域に設置し、市町村と県とが連携して総合的な支援体制を整備するとともに、地域で様々な支援を切れ目なく提供できる仕組み（地域生活支援拠点）の構築が圏域単位で進められてきました。
- 障がいのある人のニーズの多様化などにより、障がい者総合支援センターにおける相談支援件数は年々増加し内容も複雑化しています。  
なお、「サービス等利用計画」の作成状況（進捗率）は、平成28年度末で99.5%とほぼすべての対象者への計画作成が達成されたことなどから、今後は、相談支援の質の向上が課題となっています。
- 自立支援協議会の活動等を通じて市町村や福祉分野にとどまらない様々な機関と連携し、障がいのある人を地域全体で支える仕組みづくりを進め、相談支援体制の充実・強化を図る必要があります。

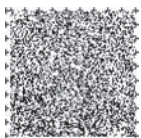




（障がい者支援課調べ）

### 施策の展開・方向性

- 計画相談・障がい児相談の質の向上
  - ・ 障がい者（児）本人や家族が希望する生活を実現させるために、状況の変化等に応じたニーズを把握し、サービス利用に関する再調整等を行うモニタリングを、障害福祉サービスを利用するすべての人に対し、定期的・継続的に実施します。
- 地域移行・地域定着支援の強化
  - ・ 市町村及び相談支援事業所等地域の支援関係者と連携して、体験の機会・場の利用等により、施設や病院に長期入所（入院）している障がいのある人の地域生活移行を進めます。
  - ・ 地域定着支援や定期的な巡回訪問等を行う自立生活援助を活用し、緊急時支援が必要な障がいのある人の情報を事前に把握して地域の支援関係者が共有することにより、地域生活の継続のための支援を強化します。
  - ・ 地域における相談支援の拠点となる「基幹相談支援センター」の設置促進を図ります。
- 相談支援専門員の養成と資質向上
  - ・ 国の相談支援従事者研修の受講者を中心に、実践力の高い人材を養成するための研修を実施し、相談支援専門員の資質向上と人材の確保を図ります。
  - ・ 相談支援について指導的役割を果たす「主任相談支援専門員」の基幹相談支援センター等への計画的な配置を目指します。
  - ・ 県自立支援協議会人材育成部会を中心に、各圏域における研修・人材育成のリーダーの養成を支援します。
- 県自立支援協議会の体制充実
  - ・ 各地域自立支援協議会の代表者、連携機関、当事者団体等を構成員として、療育、人材育成などの専門部会や相談支援体制機能強化会議を設置し、地域自立支援協議会と連携しながら、地域の課題解決のための協議を行い、地域バックアップ体制を強化します。



## 達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 2016 年度	目標 2023 年度
計画相談支援・障がい児相談支援の質の向上	きめ細やかなモニタリングの実施	回/年	2.78	4
	相談支援専門員1人・1月当たり担当件数が35件以上の者の割合	%	—	0
地域移行支援	地域移行支援利用者数	人	35	116以上 (2020年度)
地域定着支援	地域定着支援利用者数	人	82	405以上 (2020年度)
自立生活援助	自立生活援助利用者数	人	—	111以上 (2020年度)
相談支援事業	基幹相談支援センター設置数	箇所	4	圏域に1以上

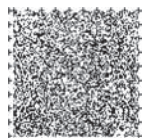
## (4) 福祉人材の養成・確保

### 現状と課題

- 質の高いサービスを提供するためには、人材の確保や従事者の意欲・能力を高めるための人材育成が重要なことから、福祉分野への就業を支援するとともに、事業者や従事者に対する体系的な研修機会を確保することが必要です。
- 多様な障がいに対応できる専門性の高い従事者の育成を図るとともに、障がいのある人の高齢化への対応も含めた人材の育成等が求められています。
- 個別支援計画の作成を通じた、サービス提供の要の位置にあるサービス管理責任者について、サービス供給量の増加に伴い、人材の養成を図っていく必要があります。
- 質の高い施設職員を確保し、その定着を図るため、職場環境の整備や処遇の改善等を行う必要があります。

### 施策の展開・方向性

- 有資格者の養成、従事者の確保
  - ・ 福祉大学校において質の高い介護福祉士等の養成を実施します。
  - ・ 福祉の職場を対象とした職場説明会や求職者と求人事業所との就職面接会の開催、求職者と求人事業所との橋渡しをするキャリア支援専門員の配置などにより、求職と求人のマッチングを推進します。
- 従事者に対する研修の充実・推進
  - ・ サービス提供プロセスの管理を行うとともに、サービスを提供する職員の指導等の役割を担うサービス管理責任者の養成研修等を実施し、必要な人材の養成を行います。





- ・ 福祉サービスを支える人材の確保と質の向上を目指し、施設・事業所職員の段階と職務階層に合わせて受講できるよう、長野県版「キャリアパス・モデル」※に対応した研修を実施します。
- 職場体験等
  - ・ 中学生、高校生や福祉に関心のある一般求職者等に対し、福祉の職場体験の機会を提供します。また、中学校、高等学校に福祉・介護の従事者等を派遣し、福祉の仕事のやりがいや仕事の内容を説明することにより、福祉の仕事に対する理解を深めます。
- 施設職員の処遇向上等
  - ・ 施設職員が安心して働き続けることができるよう、福祉・介護職員等処遇改善加算等により給与等の処遇改善を図るとともに、勤務条件や福利厚生の上昇など働きやすい職場環境の整備について助言等を行います。

### 達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 2016 年度	目標 2023 年度
福祉大学校運営事業	介護福祉士の養成	人	14	20
	保育士の養成	人	51	50
社会福祉研修事業	福祉・介護従業者に対する研修の実施	人	8,847	9,200

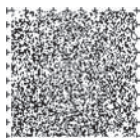
#### 【用語解説】

※長野県版「キャリアパス・モデル」：新任職員から上級管理者まで5段階の職層ごとに、求められる能力や、必要な資格・研修などを示したもの。

## (5) 地域生活支援拠点等※の整備・充実

### 現状と課題

- 地域生活支援拠点等の整備については、国が第4期障害福祉計画（平成27～29年度）基本指針において、「地域生活支援拠点を市町村または圏域に少なくとも一つ整備する」と示したことを受け、県及び市町村の第4期障害福祉計画においても、平成29年度末までに10の保健福祉圏域ごとに整備することを目標として体制整備が進められ、概ね目標どおり整備される見込みとなっています。
- 今後、障がいのある人の地域生活移行を進めるとともに、移行後の生活を継続させるためには、体験の場・機会の充実や緊急時に対応する体制の維持・運営が求められ、そのために、福祉・医療・行政等関係機関の連携の更なる強化、財源の安定的な確保、より高度・専門的な支援を要する人（医療的ケア児等）にも対応できる体制の機能強化などが課題となっています。



## 施策の展開・方向性

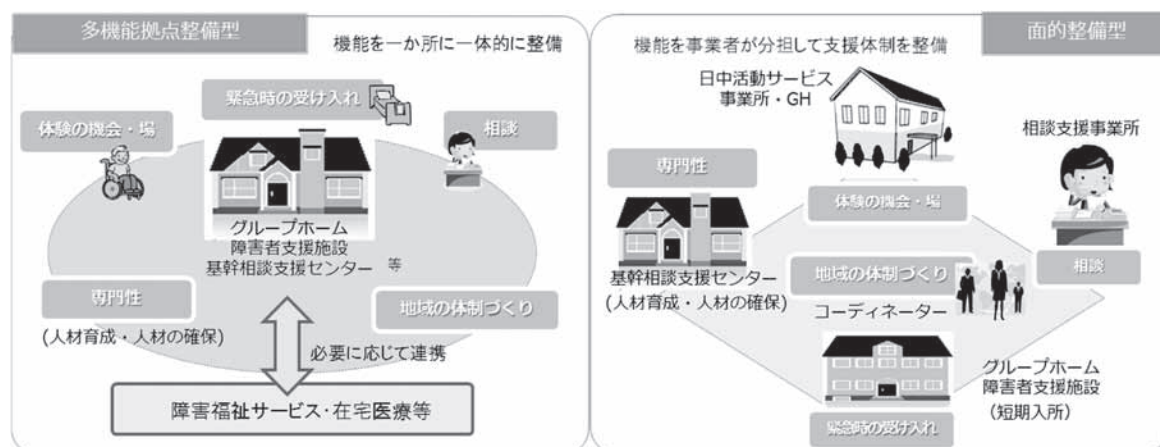
### ○ 体制の機能の充実・強化

- ・ 地域生活支援拠点の効果的かつ持続可能な運営のため、県自立支援協議会等を活用した、地域の現状や課題等の把握・共有、好事例の紹介などにより、市町村（圏域）の取組を支援します。
- ・ 市町村（圏域）においては、必要な機能が適切に実施されているか、定期的な評価を行い、その取組情報の公表を通じて、地域の課題を把握することにより、体制の充実・強化を図る必要があります。

## 達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状	2016 年度	目標	2020 年度
地域生活支援拠点等の整備	各圏域に整備し、機能の充実を図る	圏域 (地域)		2		10 以上

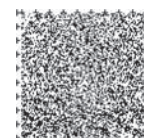
## 地域生活支援拠点のイメージ



(厚生労働省資料)

### 【用語解説】

※**地域生活支援拠点**：障がいのある人の重度化、高齢化や「親亡き後」に備え、障がい児（者）が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供し地域全体で支える仕組み。必要な機能として、①相談 ②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機会・場 ④専門的人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくり の5つをすべて備えることとされているが、地域の実情により、どの機能をどの程度整備するかは、市町村（圏域）が判断する。



## 3 安全で暮らしやすい地域づくり

### (1) 安全な暮らしの確保

#### ① 防犯・交通安全対策の推進

##### 現状と課題

- 障がいのある人を犯罪から守り、安全・安心なまちづくりを推進するため、広報啓発活動を充実するなど、保護対策を推進するとともに、障がいのある人を交通事故から守るため、障がいのある人に配慮した交通安全知識の普及・発信活動を推進する必要があります。

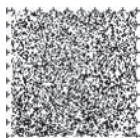
##### 施策の展開・方向性

- 障がいのある人の保護対策の推進
  - ・ 自治体を始めとする関係機関・団体と連携を密にし、防犯に関する情報を迅速に共有できる体制づくりを構築します。
  - ・ 社会福祉施設職員等に対する防犯講習・訓練等を実施し、危機管理意識の向上を図ります。
  - ・ 社会福祉施設等における施設設備面の防犯対策について助言、指導を行います。
  - ・ 障がい者虐待を認知した際、市町村への速やかな通報や被害者の保護対策など、被害者の立場に立った的確な措置を講じます。
- 交通安全対策の推進
  - ・ 関係機関・団体と協力しながら、障がいのある人を始めとして、幼児から高齢者に至る全ての県民に対し、交通安全意識を高めるための交通安全教育を推進します。
  - ・ 関係機関や地域ボランティアとの協力により、障がいのある人に配慮した交通安全に関する広報啓発活動を積極的に推進します。
  - ・ 障がいのある人を始めとした交通弱者を交通事故から守るため、運転免許取得者及び運転免許更新者に対して、それぞれの機会に、適時適切な運転者教育を推進します。

#### ② 防災対策・災害発生時の支援の推進

##### 現状と課題

- 長野県は多くの活断層、急峻な地形、脆弱な地質を有し、災害が多発しています。災害時には、支援を必要とする障がいのある人に対して適切な対応を行い、安全・安心な暮らしを支援する必要があります。
- 障がいのある人に対する避難支援等の強化は急務であり、避難支援体制の構築が望まれます。自ら避難することが困難で、避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下、「避難行動要支援者」という。）の中には、障がいのある人も多く、要配慮者保護のための防災対策の一層の充実が必要です。



- 市町村が実施する災害時の情報伝達、避難誘導、避難所運営等においては、障がいのある人個々の具体的な状況を踏まえ、多様な関係機関とも協力しながら行われることが求められています。
- 災害時には、災害ボランティアの力が不可欠であり、迅速かつ的確に災害ボランティア活動が行われるような支援が必要となります。

#### 施策の展開・方向性

- 避難行動要支援者名簿の策定支援
  - ・ 市町村が行う災害時における障がいのある人等の避難支援の計画について、平成 25 年の災害対策基本法改正に伴い、避難行動要支援者の避難支援を実施するための基礎となる名簿（避難行動要支援者名簿）の作成が義務化されました。この名簿の充実化と、個々の状況を鑑みた「個別計画」の早期策定を要請し、必要に応じて助言を行います。
- 災害時住民支え合いマップ策定の推進
  - ・ 市町村が「長野県地域防災計画」に基づき作成する要配慮者の様態に配慮した避難支援計画を具体化する手法として、「災害時住民支え合いマップ」の策定を支援し、それを通じて、災害時だけでなく平常時における地域住民相互のつながりを深め、住民同士の支え合い活動・地域福祉活動を推進します。
- 要配慮者利用施設における防災対策の充実
  - ・ 福祉施設が、火災や地震など様々な災害に対応した非常災害対策マニュアルを整備するとともに、必要な訓練等を実施するよう指導します。
  - ・ 市町村の地域防災計画に定められた福祉施設において、浸水想定区域<sup>※</sup>や土砂災害警戒区域<sup>※</sup>など地域の実情に応じた利用者の避難確保計画を作成し、この計画に基づく避難訓練が実施されるよう支援します。
- 福祉避難所の運営体制の充実
  - ・ 災害が発生した際に、障がい者等の要配慮者の方を対象として市町村が開設する福祉避難所の運営体制の充実を図るため、実際の災害を想定した福祉避難所設置・運営訓練の実施を市町村へ要請し、必要に応じて助言を行います。
- 災害拠点となる施設等の充実
  - ・ 病院、社会福祉施設、学校等多数の者が利用する建築物の耐震化を推進し、安全性の向上を図ることで、県民の生命及び財産を守ります。
- 災害ボランティア活動の推進
  - ・ 災害時において迅速かつ効果的にボランティア活動が展開されるように、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等、センター運営全般のサポートを行う人材の養成を図ります。また、社会福祉法人、福祉職能団体等が参画する災害福祉広域支援ネットワークを構築し、災害時要配慮者を広域で支援する体制整備を支援します。

